

情報提供

那医発第 664 号
令和5年3月8日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利 博朗
担当理事 玉城 仁



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて『「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について(周知依頼)」の送付について』の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那霸市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)
.....記.....

沖医発第 1764 号 F
令和 5 年 3 月 1 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 白井和美

(学校保健担当理事)



「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に
係る対応について(周知依頼)」の送付について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

文部科学省において、令和5年度学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断の実施について、考えが示されました。

児童生徒等の健康診断の実施については、毎学年6月30日までに実施することとされておりますが、令和5年度当初においても新型コロナウイルス感染症に関する従前の対応の継続が見込まれることを踏まえ、今年度の実施について取りまとめられた旨の周知依頼となっています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

● 令和5年度の学校検診について

毎学年6月30日までに実施することとしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。

● 「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について(情報提供)」の送付について (令和5年2月14日 (日医発第 2150 号 (健I)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課: 平良、宮城
TEL: 098-888-0087
FAX: 098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



2

日医発第2150号(健I)
令和5年2月14日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に
係る対応について（周知依頼）」の送付について

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げ
ます。

さて、学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施については、
毎学年6月30日までに実施することとされています。しかしながら令和5年度
当初においても新型コロナウイルス感染症に関する従前の対応の継続が見込
まれることを踏まえ、文部科学省より学校保健安全法に基づく児童生徒等の
健康診断の実施について、関係各所に事務連絡が発出され、本会あて都道府
県医師会への周知方依頼がありました。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくと
ともに会員への周知方、よろしくお願いします。

今回の文部科学省事務連絡の主な内容は、下記のとおりです。

記

1. 令和4年度の学校健診について

年度末までの間にすみやかに実施することとしているため、まだ実
施していない学校については早急に実施する。

2. 令和5年度の学校健診について

学校保健安全法第13条第1項の規定により毎学年6月30日までに実
施することとしているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実
施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康
診断を実施することができない場合、当該年度末日までの間に、可能
な限りすみやかに実施する。

以上